

利活用WGにおける主な意見

検討アジェンダ案

1) クラウドサービスの利活用を推進するメリット

① クラウドサービスの普及効果

我が国は、双方向の高速大容量通信網である光ファイバー網が整備され、低廉な価格でブロードバンドサービスが利用可能となっていることから、クラウドサービスの利活用に適したネットワーク環境がある一方で、各分野におけるICTの利活用が諸外国に比べて立ち遅れている。クラウドサービスの普及を図ることにより、例えば、以下のような効果が期待されるのではないか。

- 各産業の効率化の視点
- 付加価値の創出の視点
- 環境負荷低減の視点

② その他

上記の他、クラウドサービスの利活用を推進するメリットとして、どのような視点が求められるか。

意見・検討事項等

① クラウドサービスの普及効果

- どの分野で国際的なリーダーとしてやっていくのかについてフォーカスしてはどうか。中でも、環境負荷の低減といった観点で取り組むべきことがあるのではないか。
- クラウドサービス単独で考えるのではなく、情報通信網(携帯含む)やセンサー等も入れた全体を考慮して、制度や技術について議論すべき。
- 以下が日本の強みを発揮できる分野ではないか。
 - －ネットワークも含めた省電力化: グローバル省電力最適化
 - －ユビキタスとの融合
 - －エンタープライズ系(プライベートクラウド→レガシー系との摺り合わせが必要)
- 企業の迅速なグローバル展開、特に新興国への迅速な展開の視点が重要。今後、日本の製造業やサービス産業がグローバル展開を行う際に、進出国において、ネットワーク環境さえ確立すれば、最低限必要な独自の情報システムを迅速に立ち上げることができる。特に、今後予想されるサービス産業のアジア展開において重要。
- 一企業では到底、保有することができない、巨大なコンピュータ資源を活用した計算処理の迅速化、データのアーカイブが可能。
- 高額なハードウェアを予め用意せずとも、クラウドサービスを利用することで、アプリケーション、フリーソフト等独自のテクノロジーを有する中小企業がビジネスチャンスを展開できる可能性が広がるという点も期待できる。
- 新規サービス、新規産業創出のためにクラウドサービスが活用できるという視点も重要

検討アジェンダ案

1) クラウドサービスの利活用を推進するメリット

② その他

上記の他、クラウドサービスの利活用を推進するメリットとして、どのような視点が求められるか。

意見・検討事項等

② その他

- 上位概念に基づいた検討が必要(環境制約、安心確保等)
 - ビジネスモデルを押さえた技術議論が必要。
 - － ビジネスモデル→クラウド形態→必要な技術の洗い出しという流れで検討すべき。
 - － 一方で、我が国が、特に米国企業と同様のアプローチをとってよいかは多いに議論が必要。
 - － 日本の技術、産業構造、研究者・技術者の習性に適したイノベーションの在り方の検討が必要。
 - 利用者視点が大事
 - クラウドサービス上で管理ミドルウェア等の付加価値を提供している中間者も含め、利用者・提供者・中間者を定義することが必要。
- クラウドの特徴のうち課題となりうるもの
- － 環境、システムの共有: クラウド環境はシステム共有が前提(プライベートクラウドを除く)
 - － データの所在: データの所在を利用者が必ずしも把握できない
 - － ボーダレス: ボーダレスに(国境なく)サービスが提供される
 - － 事業者の独自展開: 国際的なルール、標準化等の推進が不十分
 - － 高レベルのサービス領域の未成熟: 高い安全性・信頼性が特に求められるサービス領域が現時点では未成熟
 - － 環境負荷への影響: 環境負荷軽減へのクラウドの貢献度は未知数

検討アジェンダ案

3) クラウド技術の活用方策

① 電子行政クラウドの推進

政府の電子行政クラウドである「霞が関クラウド」や地方自治体の電子行政クラウドである「自治体クラウド」を推進する観点から、どのような施策展開が必要と考えられるか。

- 電子行政クラウドを推進する目的として、バックオフィスのシステム効率化(経費削減)の他、
 - 国民電子私書箱構想の推進を通じたワンストップ型の行政サービスの実現による地域住民の利便性の向上
 - 各府省の保有しているデータ(個人情報を除く)の集約・民間開放による行政部門の透明性の向上や新事業の創出促進等の効果も期待されるのではないか。
- 電子行政クラウドを構築する際に求められる技術的要件として、留意すべき事項は何か。
- 政府・地方自治体がクラウドサービスを調達する際の指針策定が必要ではないか。こうした指針策定を行う場合に規定すべき事項、留意すべき事項として、どのような点があげられるか。
- 上記の他、電子行政クラウドを推進する観点から、検討すべき事項は何か。

意見・検討事項等

① 電子行政クラウドの推進

【要求される項目】

- 公的サービスのBCPが重要であり、非常時の対応について、十分な配慮が必要。
- 情報漏洩・消失等へのセキュリティ担保が必要。
- 事業者による情報覗き・転用を禁止させるための方策を考えるべき。
- 上記のような不適切事象へのペナルティ、損害賠償の標準的な考え方を検討すべき。

【指針策定について】

- 「個人情報に関わるデータの海外保管」という課題について、何らかの指針が必要。
- クラウド事業者に対して、セキュリティポリシーや財務面(事業継続性の観点)などについて、適切な情報開示を求めることが必要。(情報開示した事業者のみ調達先として選定する等の仕組み作り)

検討アジェンダ案

3) クラウド技術の活用方策

② ICT利活用の推進

上記の行政分野に加え、ICTの利活用が遅れている医療、教育、農林水産業等の分野でクラウドサービスの利活用を促し、効率性の向上等を実現する観点から、どのような施策展開が必要と考えられるか。

- クラウドサービスの普及によるICT利活用の推進を図る場合、蓄積された知識・情報を共有化し、その有効活用を図るといった視点が必要ではないか。例えば、クラウド技術を活用して医療情報(個人の属性情報を除く)の蓄積を図り、これにより新薬の開発、新しい治療法の確立などを進めるといった視点があり得るのではないか。
- ベンチャー企業や中小企業にとって、クラウドサービスを活用した事業の効率化や新事業の立ち上げなどが低コストで可能となり、結果として、地域経済の活性化などが実現する可能性があると考えられるが、こうした方向を実現するための施策展開として、どのようなものが考えられるか。
- 上記の他、クラウドサービスの利用が効果をもたらす領域として、どのような分野が考えられるか。
- 上記の他、クラウドサービスを通じたICTの利活用を推進する観点から、検討すべき事項は何か。

意見・検討事項等

②ICT利活用の推進

- 中小企業や地域企業、農林水産業や関連組織・企業などの業務効率向上を視野に入れた業種・業務に特化した業務アプリケーションのクラウド化を重要な政策支援の対象にすべき。
- 利活用が遅れている分野(医療、教育、農林水産業等)をターゲットとするのではなく、クラウドの特徴を効果的に活かせる領域へ展開すべき。
- 利用者のクラウドへの理解を深めるために、クラウドを評価する項目について整理すべき。それを常に見直すことで、我々が必要だと考えている項目が必ず盛り込まれるような動線を作ることができる。
- 医療クラウド・教育クラウド、あるいはその他の検討すべきアプリケーション領域について現状での適用可能性・目的・目標と現実とのギャップ等について、調査研究を行うべき。
- 大規模なデータ分析作業が必要となる業務全てを該当にすべき。
- 医療や教育などというサービスの中身の話と、プラットフォームの話に分けて考えるべき。

検討アジェンダ案

3) クラウド技術の活用方策

② ICT利活用の推進

- クラウドサービスの利用促進の観点からは、SLAの在り方を含め、クラウドサービスに関するモデル契約約款の策定などを民間主導で進めることについて、どう考えるか。
- 利用者保護を図る観点から、サービス終了時の利用者に対する事前告知、データの利用者への返還とデータ削除時証明の在り方等について検討する必要があるのではないか。
- クラウドサービスの利用は設備購入を前提としないため、システム投資(減価償却費)が変動費化する。従来、ICT利活用を促進するための政策支援としては減価償却費について加速償却を認める税制支援などが措置されたが、クラウドサービスの利活用を促進するための政策支援の在り方も見直しが必要ではないか。

意見・検討事項等

②ICT利活用の促進

【モデル契約約款等、ルール化関連】

- モデル契約約款を策定する場合には、重要度に応じてパターン化して策定すべき。
- モデル契約約款の策定が、利用者ニーズを踏まえた各事業者の創意工夫を阻害することのないようにすべき。策定する場合も、画一的、強制的なものとしなない配慮が必要。

【税制面での優遇】

- 償却が進んでいない資産がある限り、クラウドへの移行はままならない。引き続き、加速償却を認める税制支援を検討すべき。
- クラウドサービスが税務上のリース取引に該当しないことを前提として、サービス提供者側での投下資本回収を早期化する目的で特別償却を認める等の措置を検討すべき

検討アジェンダ案

3) クラウド技術の活用方策

⑤ 我が国ICT産業の国際競争力の向上

我が国のクラウドサービス提供事業者等が、国際競争力を持ち、グローバル展開を進めていくために留意すべき事項は何か。例えば、ICT産業のグローバル展開を図る際、クラウド技術を組み込んだプロジェクトの組成などが考えられるのではないか。

意見・検討事項等

⑤我が国ICT産業の国際競争力の向上

- クラウド単体ではなく、日本が強い産業(自動車、組込IT部品など)に着目し、こうした産業とセットで考えるべき。
- 国際競争力強化の観点から、クラウドにより強化したい業種・業態を検討すべき。
- ベンダーや業界の国際競争力以外にも、クラウドを使うことで日本の製造業・産業が国際競争力を増していくという視点も必要。

検討アジェンダ案

4) 国際的なルール等の在り方

①国際的ルールの必要性

クラウドサービスが利用者の所在地とは関係なくボーダーレスな環境で提供されることから、情報資源の所有者、管理者、利用者の関係を整理し、国際的なルール作りを推進することにより、利用者が安心・安全にクラウドサービスを利用することが可能となるのではないかと。この観点から、例えば、以下のような点について国際的なルール作りが求められるのではないかと。

- クラウドサービスを利用して経営データ等を外部保存することと企業のコンプライアンス(監査手続き)との関係
- クラウド(データセンタ)上に蓄積されたデータ、サービス、ログ等の知的財産権の所在
- 個人情報保護に関する国際的なルール確立の必要性(例えば、個人情報とは各個人の設定する情報利用ポリシーに基づいて運用するなどのメルクマールが必要ではないか)
- 上記の他、国際的ルールを確立するという観点から、どのような検討が必要か。

意見・検討事項等

①国際的ルールの必要性

- 適切な手続きのもとで、クラウド提供事業者の監査報告書などが入手出来る仕組みが必要。
- 適用される法律がどの国の法律か不明という問題であれば、クラウドサービスに限らず、国境を越えたサービスに対する法令の適用関係の整理という一般的な問題として対処すべき。
- コンプライアンス上の主な論点としては、APの開発(保守)・運用やセキュリティ等のIT全般統制に関するものと、利用企業毎に帰属するデータの実在性・網羅性・正確性等の業務処理統制に関するものが考えられる。外部委託業務に係る内部統制の国際的な監査基準であるSAS70*や我が国の監査基準委員会報告第18号**の適用可能性や活用の在り方についても検討すべき。

※SAS70:

米国公認会計士協会によって定められたアウトソーシングサービスなどの受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準。

※※監査基準委員会報告第18号:

日本公認会計士協会が公表した、外部委託業務に関する、内部統制の運用状況を監査するための基準。日本版SAS70と位置付けられている。

検討アジェンダ案

4) 国際的なルール等の在り方

①国際的ルールの必要性

クラウドサービスが利用者の所在地とは関係なくボーダーレスな環境で提供されることから、情報資源の所有者、管理者、利用者の関係を整理し、国際的なルール作りを推進することにより、利用者が安心・安全にクラウドサービスを利用することが可能となるのではないか。この観点から、例えば、以下のような点について国際的なルール作りが求められるのではないか。

- クラウドサービスを利用して経営データ等を外部保存することと企業のコンプライアンス(監査手続き)との関係
- クラウド(データセンタ)上に蓄積されたデータ、サービス、ログ等の知的財産権の所在
- 個人情報保護に関する国際的なルール確立の必要性(例えば、個人情報とは各個人の設定する情報利用ポリシーに基づいて運用するなどのメルクマールが必要ではないか)
- 上記の他、国際的ルールを確立するという観点から、どのような検討が必要か。

意見・検討事項等

①国際的ルールの必要性

- これまでインターネット分野の枠組みの中で議論されてきた個人情報保護・知的財産権等に関わる責任の所在・分界等について、これらがクラウド提供事業者にどのように適用されるべきかについての検討が必要。また、ある程度サービスが普及した段階では、媒介事業者の特定分野における寡占や独占に伴うロックインなど、適正な競争環境の在り方について検討することが必要。
- それぞれの国に存在するデータベースに対する国家の検閲権限の在り方には国際的な差異があるが、クラウドの対象となるデータベースの事業者の所在する国家による検閲に対してどのような国際ルールを設けるかを検討すべき。また、トラフィックデータやロケーションデータの保存について、どのようなルールが適用されるのかも併せて検討すべき。そもそも、クラウド事業者は、コンテンツの地理的所在について常時把握する義務を負うのか、また、それは経済的に可能であるのかも検討すべき。
- 第三者による監査請求等を受けた企業が迅速且つ適切に対応し、クラウド環境でのデータセンタ利用が阻害要因とならないようにするための指針を検討すべき。

検討アジェンダ案

4) 国際的なルール等の在り方

②国内法規の適用関係の整理の必要性

上記の国際的ルールと国内法規との関係を整理する必要があるのではないか。

- 上記の国際ルールと国内法規との関係はどう整理することが望ましいか。
- クラウド(データセンタ)に適用される国内法規と、データセンタが設置される国に適用される当該国の法規との関係をどう整理することが望ましいか。
- 上記の他、国際ルール、国内法規、国外法規の適用関係について、留意すべき事項は何か。

意見・検討事項等

②国内法規の適用関係の整理の必要性

- 今後、統一的な国際ルールの検討が必要。また、日本の個人情報保護法は、国際的に見て特殊な物なので、今後見直しが必要。
- 各国の国内法がクラウド提供事業者のSLAに影響を及ぼすような場合に対するルール(例えばSLAの中に国内法による例外を明示することなど)について検討が必要。

検討アジェンダ案

4) 国際的なルール等の在り方

③適切な検討の場の設定の在り方

国際的なルール作りに向け、どのような場で検討を進めていくことが考えられるか。

④その他

上記①～③の他、クラウドサービス等に関連した国際的なルール等の観点から、検討すべき事項は何か。

意見・検討事項等

③適切な検討の場の設定の在り方

- 利活用を阻害する法規制等の課題を抽出し、あるべき方向について議論すべき。
- 法律かつ専門的な問題であり、これらの法律分野の実務家・専門家を主体とし、これに企業の実務家や消費者が加わるような場において、法律かつ専門的に十分な検討が必要。

④その他

- 利活用を阻害する課題のうち、技術開発により解決できるものを見極め、タイムリーに技術開発を進めることが重要。
- 利活用を阻害する法規制等については、ルール自体の見直しに加えて、技術開発により解決できるものを見極めも重要。